【表面／上左】

宍粟市　　年度　固定資産税（土地・家屋・償却資産）納税通知書

賦課年度	年度
通知書番号	

あなたの固定資産税は次のとおりです。

金融機関名	
支店名	
口座種別	
口座番号	
口座名義人	
振替方法	

◎一括振替の方は、最初の振替日で全額が引き落とされます。
◎市税等の納付には口座振替が便利です。
◎この用紙は折り曲げたり、汚したりせずに保管ください。

○お問い合わせ

納付場所

年度　固定資産税（土地・家屋）課税明細書（1／4）

義務者番号	
通知書番号	

区分	土地又は家屋の所在地				評価額(円)	住宅用地・軽減	軽減税額(円)
	登記地目・種類	登記地積・床面積(㎡)	建築年	家屋番号	前年度課税標準額(円)	当該年度課税標準額(円)	固定資産税相当税額(円)
	現況地目・構造	現況地積・床面積(㎡)	敷地権割合				

＊　資産が21件以上あるときは、別に送付する固定資産課税明細書に記載しています。
＊　課税明細書の見方については裏面をご覧ください。

※赤線部はミシン目加工
※各部の境目も同様にミシン目加工
※表裏による左右の反転に注意

この帳票はサイズが大きいため、見本を片面あたり6分割しています。実際の帳票に対する各ページの割当は下図のとおりです。

上左	上右
中左	中右
下左	下右

【表面／上右】

この帳票はサイズが大きいため、見本を片面あたり６分割しています。実際の帳票に対する各ページの割当は下図のとおりです。

上左	上右
中左	中右
下左	下右

年度 固定資産税（土地・家屋・償却資産）納税通知書

区分		固定資産税(円)	都市計画税(円)
課税標準額	土地	Ⓐ	Ⓚ
	家屋	Ⓑ	Ⓛ
	償却資産	Ⓒ	
	合計	Ⓓ＝Ⓐ+Ⓑ+Ⓒ（千円未満切り捨て）	Ⓜ＝Ⓚ+Ⓛ（千円未満切り捨て）
税率		Ⓔ	Ⓝ
軽減・減免前税額		Ⓕ＝Ⓓ×Ⓔ	Ⓞ＝Ⓜ×Ⓝ
区分所有税額		Ⓖ	Ⓟ
軽減税額		Ⓗ	Ⓠ
減免税額		Ⓘ	Ⓡ
年税額		Ⓙ＝Ⓕ+Ⓖ−Ⓗ−Ⓘ	Ⓢ＝Ⓞ+Ⓟ−Ⓠ−Ⓡ
合計年税額		Ⓙ+Ⓢ（百円未満切り捨て）	

区分所有家屋を所有されている場合、家屋の課税標準額の欄（Ⓑ及びⓁ）には、区分所有家屋１棟全体の課税標準額を専有部分の床面積の割合により按分した額を表示しています。

期別	納期限	納付額(円)
第１期		
第２期		
第３期		
第４期		
随時期１		
随時期２		

備考	

年度 固定資産税（土地・家屋）課税明細書（2／4）

義務者番号	
通知書番号	

区分	土地又は家屋の所在地				評価額(円)	住宅用地・軽減	軽減税額(円)
	登記地目・種類	登記地積・床面積(㎡)	建築年	家屋番号	前年度課税標準額(円)	当該年度課税標準額(円)	固定資産税相当税額(円)
	現況地目・構造	現況地積・床面積(㎡)	敷地権割合				

＊　資産が21件以上あるときは、別に送付する固定資産課税明細書に記載しています。
＊　課税明細書の見方については裏面をご覧ください。

※赤線部はミシン目加工
※各部の境目も同様にミシン目加工
※表裏による左右の反転に注意

【表面／中左】

年度　固定資産税（土地・家屋）課税明細書（3／4）

義務者番号	
通知書番号	

区分	土地又は家屋の所在地				評価額(円)	住宅用地・軽減	軽減税額(円)
	登記地目・種類	登記地積・床面積(㎡)	建築年	家屋番号	前年度課税標準額(円)	当該年度課税標準額(円)	固定資産税相当税額(円)
	現況地目・構造	現況地積・床面積(㎡)	敷地権割合				

＊　資産が21件以上あるときは、別に送付する固定資産課税明細書に記載しています。
＊　課税明細書の見方については裏面をご覧ください。

納付方法について

納付書払いの方は、全期用納付書（１枚）と１期から４期の各期用納付書（４枚）を送付しています。
同封の納付書を使用し、各期の納期限までに納付してください。

【注意事項】
＊全期用納付書（１枚）と１期から４期分の各期用納付書を二重納付しないように注意してください。
＊各期別の納付書を使用される場合は、納期限ごとに納付するようにしてください。

【例】

全期用納付書（１枚）	＋	１期～４期分納付書	→	二重納付のため　×
全期用納付書（１枚）		第１期納期限	→	全期用納付書のみ　○
１期分納付書		第１期納期限	→	１期分納付書のみ　○

※赤線部はミシン目加工
※各部の境目も同様にミシン目加工
※表裏による左右の反転に注意

この帳票はサイズが大きいため、見本を片面あたり６分割しています。実際の帳票に対する各ページの割当は下図のとおりです。

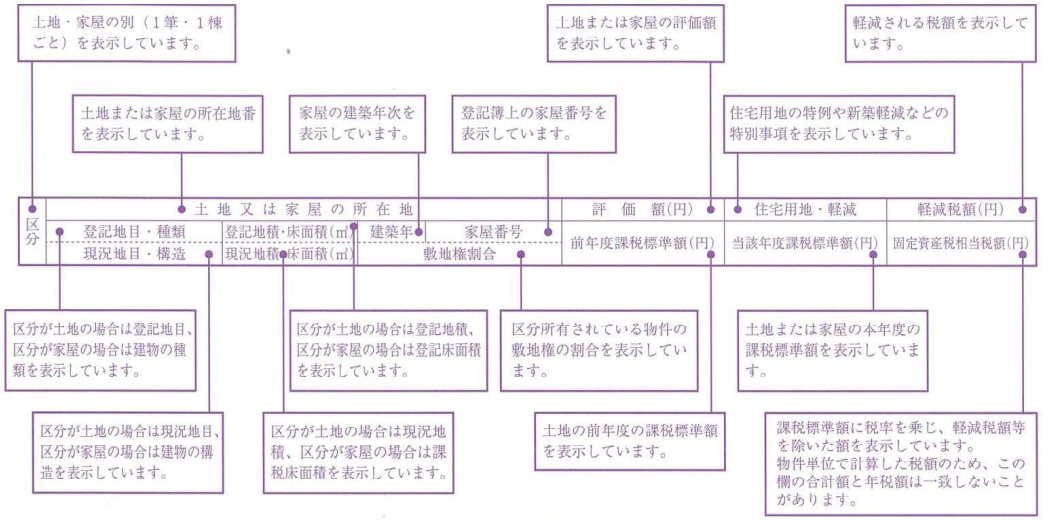
上左	上右
中左	中右
下左	下右

【表面／中右】

この帳票はサイズが大きいため、見本を片面あたり６分割しています。実際の帳票に対する各ページの割当は下図のとおりです。

上左	上右
中左	中右
下左	下右

課税明細書の見方については次のとおりです。



※　この領収証書は、払込みの証拠となるものですから５年間大切に保管してください。

※　株式会社しんきん情報サービスとコンビニエンスストア等とは代行業務を行うための「料金収納業務契約」を結んでいます。

※利用できるスマホアプリ
PayPay、楽天銀行アプリ、au PAY、PayB

お問い合わせ先
宍粟市役所
市民生活部　税務課
電話 0790(63)3124(直通)
受付時間 午前８時30分から
午後５時15分まで
(土日祝日、年末年始は除く)

◎ 納付場所

市役所会計課・各市民局又は西兵庫信用金庫、兵庫西農業協同組合、みなと銀行(県内)、淡陽信用組合、ハリマ農業協同組合の本店並びに各支店、ゆうちょ銀行及び郵便局

(コンビニエンスストア)
MMK設置店(イオン、NewDaysなど※一部店舗除く)、
スリーエイト、生活彩家、
セイコーマート、セブンーイレブン
くらしハウス、デイリーヤマザキ
ハセガワストア、ハマナスクラブ*
ファミリーマート、ポプラ、タイエー
ミニストップ、ローソン
ヤマザキデイリーストアー
ニューヤマザキデイリーストア
ヤマザキスペシャルパートナーショップ
以上全国の各店舗

※コンビニエンスストアでは、バーコードのないもの、バーコードが読み取れないもの、納付期限を過ぎたもの、コピー・写真・スクリーンショット、金額を訂正したもの、１枚の納付書が30万円を超えるものは取り扱いできません。また、コンビニエンスストアでの納付は現金のみの取り扱いとなります。
スマホアプリによる納付はできません。

※赤線部はミシン目加工
※各部の境目も同様にミシン目加工
※表裏による左右の反転に注意